

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：33918

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24616019

研究課題名(和文) 地域における介護者支援システムの構築に関する研究 - 介護殺人の裁判事例の分析から -

研究課題名(英文) A Study on construction of the caregiver support system in the community: Analysis of the legal cases of homicides or murder-suicides by family caregivers

研究代表者

湯原 悦子 (YUHARA, Etsuko)

日本福祉大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：60387743

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：過去17年間に親族による介護殺人(被害者60歳以上)は少なくとも672件発生していた。加害者は男性72.6%、被害者は女性73.8%、夫が妻を殺害する事件が最も多かった。事件は「介護を担う能力に欠ける者」が介護を担うことになり、その者なりに努力はしたが打開策を見いだせず行き詰った時に生じていた。同様な事件の防止に向け支援が必要な介護者の早期発見が必要である。海外の実践を参考に介護者を対象にしたアセスメントシートを開発、効果検証を行った結果「介護する相手との関係」「自身の生活への支障」「自分の時間を持つことができているか」の項目を用いることにより早期介入が必要な介護者を発見できることが分かった。

研究成果の概要(英文)：During the 17 years covered by the study, 672 incidents occurred with background factors related to nursing care. More than half of the perpetrators were male (72.6%), while more than half of the victims were female (73.8%). The highest proportion of incidents concerned husbands killing their wives, followed by sons killing a parent. The perpetrators did not have enough skills to carry out appropriate caregiving. Early intervention is a key to prevent these incidents. I created the "carer self-assessment sheet", and assessed the effectiveness of it via a questionnaire targeting for family caregivers in City A. The results revealed that this sheet can be used as a tool for the early identification of family caregivers who require support by focusing on the following three items: the relationship between the elderly person and the caregiver, difficulties the caregiver experiences in his or her daily life, and whether the caregiver is able to ensure time for him or herself.

研究分野：ケア学、司法福祉

キーワード：介護殺人 介護者支援 介護者アセスメント 情状鑑定

1. 研究開始当初の背景

(1) 介護殺人事件発生のプロセス解明の必要性

介護を苦に介護者が要介護者を殺害する介護殺人事件は毎年、全国各地で生じている。介護事件を防ぐためには事件に至るプロセスについて加害者自身の証言から明らかにし、類似の事件を予防する観点から保健医療職がどのような支援を行うことができるかを検証することが必要である。過去の判例をみると介護者が事件に至った主要な原因に介護者の「うつ」があり、事件当時、介護者に客観的、冷静に状況を判断する力が失われていたことが明らかになった。介護殺人事件の予防に向け、要介護者のみならず、介護者にも重点をおいた支援システムの構築が急務の課題である。

(2) うつ状態の介護者へのアプローチ方法の検討

介護殺人の加害者がうつである場合は少なくなく、うつ状態の介護者に誰がどのような支援をしていけばよいのか、要介護者のみならず介護者も何らかの支援を必要としている場合、介護者に対する支援は誰がどのように担うべきかについて検討する必要がある。

(3) 適切かつ必要な支援を見極める「介護者アセスメント」の開発

介護者支援が進んでいるイギリスでは、介護者を支援するための法基盤が整備されており、自治体のソーシャルワーカーは必要に応じて介護者へもアセスメントを行い、支援の必要性とその内容を判断している。現在日本では、2010年に全国の介護者を対象に大規模調査が行われるなど介護者支援に注目がなされつつあるが、いざ介護者を支援するとなった場合、多方面に及ぶ介護者のニーズを多角的に確認する方法はいまだ確立されていない。既にイギリスなど海外で開発されている介護者アセスメントを参考に、危機状態にある介護者を早期に発見し、介護者にどのような支援を行うのが適切かを見極める「介護者アセスメント(日本版)」を開発する必要がある。

2. 研究の目的

本研究では、介護殺人事件の分析を通して介護者が危機に陥るプロセスを調べ、事件防止に必要な介護者支援の内容を明らかにする。加えて現在、地域で行われている介護者支援の実態を調べ、介護者へのアプローチ方法を検討し適切な支援を見極めるツールとなる「介護者アセスメント」の開発を試みる。

3. 研究の方法

(1) 介護者が危機に陥るプロセスの解明と支援課題の抽出

新聞記事から事件の傾向を把握した後、刑

事確定訴訟記録法に基づき、介護殺人の裁判調書(検察庁や裁判所において加害者が行った供述内容や判決文)を検察庁に閲覧請求し、必要な文書の収集と判決文の入手を試みる。

それら調書の記録をもとに、介護者が危機に陥る背景やパターンを明らかにする。

(2) うつの介護者に支援を行う際の課題

介護者がうつ、あるいは要介護者と介護者の双方がうつの事例を抽出する。そして、それら事例をケアマネジャーや地域包括支援センターは把握しているのか、把握しているのであれば、支援の際にどのような困難を抱えているのかを具体的な事例の分析を通して明らかにする。

(3) 介護者アセスメントの開発、効果検証

イギリス等、海外で実際に用いられている介護者アセスメントの内容や構成を調べ、社会的包摂の視点を主に据えたニーズ把握の方法を確認する。介護の当事者と保健医療福祉領域の専門職を交えた検討会を組織し、介護者のニーズを幅広く確認する介護者アセスメント(日本版)を考案する。

その後、認知症の人と家族の会愛知県支部の協力を得、会員を対象に、介護者支援検討会が作成した介護者アセスメント(日本版)を体験してもらい、内容の妥当性を検証する。

4. 研究成果

(1) 介護者が危機に陥るプロセスの解明と支援課題の抽出

1998年から2014年までの17年間に親族により、介護をめぐって発生、被害者は60歳以上、かつ死亡に至った事件(介護殺人)について調べた。日経テレコンを用い、該当事例を全国各地の新聞30紙から抽出したところ、少なくとも672件発生、680人死亡しており、平均して年間40件程度発生していることが明らかになった。(図1)

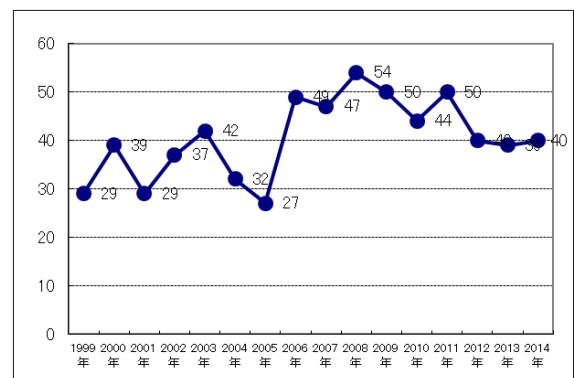


図1 介護殺人の発生件数

加害者の性別は男性が72.6%、女性が27.4%を占めていた。一方、被害者の性別は男性26.2%、女性73.8%であり、加害者は男性、被害者は女性に多かった。(図2)

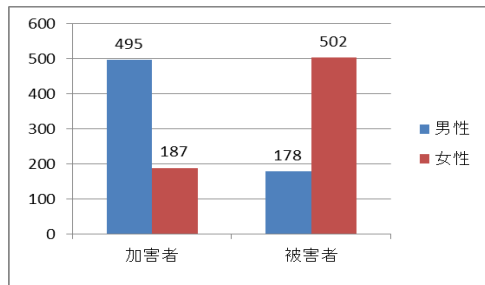


図2 加害者被害者性別比較

加害者と被害者の関係性では、夫が妻を殺害（33.6%）する事件が最も多く、次に息子が親を殺害（32.9%）する事件が多かった。（表1）

		事件数 (死亡者数)	事件数 割合%
親が子を	父親	1(1)	0.2
	母親	6(6)	0.9
子が親を	息子	221(224)	32.9
	息子の配偶者	8(8)	1.2
	娘	70(72)	10.4
	娘の配偶者	10(11)	1.5
配偶者間	夫	226(226)	33.6
	妻	89(89)	13.2
その他	姉 or 妹	6(6)	0.9
	兄 or 弟	11(11)	1.6
	孫	11(11)	1.6
	その他	4(6)	0.6
	複数	9(9)	1.3
計		672(680)	100.0

表1 加害者と被害者の関係性

加害者も高齢（60歳以上）の事例が占める割合は58.2%であった。なお、多くの事例の背景に、介護者や要介護者のうつの影響が確認できた。

(1) 裁判事例分析

同様な事件の再発防止を視野に入れ、要介護者や介護者がうつ、あるいは双方がうつの事例、介護者が引きこもりの事例、状態が悪化し周囲に迷惑をかけるのを恐れ心中を図った事例など10事例を抽出し、7つの地方検察庁の協力のもと裁判調書を読覧し、事件が生じるプロセスや事件回避の可能性につ

いて分析した。

結果、症状を受け止められず容体を悲観してうつ状態になり、周囲に「死にたい」と漏らす要介護者を介護し続けた者は、周囲からは「よくやっている」と評価されており、誰にも苦しい気持ちを打ち明けられず追い詰められていたこと、自殺未遂を繰り返す要介護者を「救う」意図で事件に至ったことが明らかになった。

介護者がうつ状態であった事例では、周囲はその者が介護を担うことを当然と見なし、介護者自身も自分が介護を担うべきと考えていたため、限界を超えても外部にSOSを出せずにいた。なかには同居の家族が介護者の危機に気付いていた場合もあったが、介護者に声をかける、代わりに介護を担うなどの具体的な支援行為は見られなかった。介護者が引きこもりの事例では、介護者の問題解決能力が著しく低く、要介護者に適切な診療や介護サービスを受けさせることができず、時間の経過とともに要介護者が寝たきり状態になり衰弱し、死に至っていた。その他、介護に専念するために仕事を辞め、経済的困窮に陥り、ローンが限度額に達し、他に生きる方法を見出すことができず心中や殺人に至るといった事例が繰り返し生じていた。このような事件については過去の裁判のなかで裁判長より生活保護行政のあり方について提言がなされているにも関わらず、それが社会福祉の政策の改善に反映されていない現状が浮き彫りになった。

事件が生じた背景については、裁判の過程で加害者の視点が明らかにされる。判決を加害者の更生につなげ、かつ、審理のなかで明らかにされた知見や教訓を事件の真の解決、実体的な意味での解決につなげていかなければならない。そのための方策として、裁判では事件の背景を社会的環境的側面から明らかにする情状鑑定を行い、事件に至る要因を多角的に把握し、政策に反映させていくことが必要である。審理に至る過程で判決前調査（情状鑑定）を行うことができれば、特に環境的負因に関わる情報の提示が充実し、審理に携わる者が「被告人に帰せられる責任の範囲」を多角的に検討するための資料を提供できる。それが叶わない場合も、社会福祉専門職による「コンサルテーション」という形であれば、社会福祉としての気付きを弁護人らに伝え、弁護人が審理の場で弁論に組み込むことができ、情状鑑定を行う効果を実質的に担保することが可能になる。このような形で司法と福祉の専門職が関わる場所から、法的な解決を実体的な意味での解決・調和につなげていく司法福祉の理念の実現を図ることが可能になる。

ただし、社会福祉専門職が弁護人らに「コンサルテーション」を行うことで、情状鑑定を行わなくても実質的な意義の担保が可能になることと了とするのか、それとも、将来的には判決前調査や情状鑑定を刑事裁判の

中に制度として位置付けていくべきなのかという課題は残る。この点について、将来的には「刑事事件において、個々の犯罪者に対してその者に適合する処遇を選択する」という視点から、判決前調査、方法としての情状鑑定の実施を刑事裁判のなかに制度として位置付けるべきであり、介護殺人のみならず、子ども虐待やDVのように、全国各地で似たような事件が繰り返されている、社会病理を問うべき事件については全て情状鑑定を行う意義があると考えられる。ただし、ただしこの点については刑の目的や刑事政策を踏まえた丁寧な論述が欠かせないため、今後の検討課題としたい。

## (2) うつの介護者に支援を行う際の課題

ケアマネジャーはうつが疑われる介護者に出会ったとき、話に耳を傾け、ケアプランを工夫し、他機関と連携するなど、介護者に対してでもできる範囲で支援しようと努めている。しかし、具体的な支援については適切な支援方法がわからない、うつの介護者に使えるサービスが乏しい、ケアマネジャーの立場で介護者の支援にどこまでかわればよいのかわからないなどの課題がある。また、地域包括支援センターの職員もケアマネジャー同様、うつの介護者を福祉や治療などのサービスにつなげようと試行錯誤している。しかし、本人に病識がない、あるいは受診を拒否するなどの場合、支援を続けることがむずかしく、受診が必要な状態でありながら受診に至っていない。働きかけても強い拒絶を受けそれ以上の介入ができない、うつの人に紹介できるサービスがないなどの状況も見られた。

うつの介護者に適切な支援を行えるようにするためにはケアマネジャーや包括職員の個々の努力に任せるのでは限界があり、地域の保健師やかかりつけ医、精神科医も含め、介護者自身を支援するシステムを地域に構築していくことが必要である。

## (3) 介護者アセスメントの開発、効果検証

介護者セルフアセスメントシートを用いることにより、ケアマネジャーと介護者の相互理解が進み、介護者や家族の状況を踏まえたケアプランの作成が期待できる。

シートの開発にあたり、はじめにイギリスで介護者支援の指針となっている Twigg と Atkin のモデルに基づき、要介護者と介護者それぞれを個人として支援する視点を確認した。次に、某市のケアマネジャーが介護者について情報収集している内容を調べ、その結果と認知症の人のためのケアマネジメント「センター方式」を参考に、介護者セルフアセスメントシートを試作した。

その後、認知症の人と家族への支援を行う当事者団体の介護者を対象に、介護者セルフアセスメントシート試作版への意見やケアマネジャーにぜひ知ってもらいた

いと思っていることなどを尋ねる調査を行い、改良点を見出し完成版を作成した。

次に、完成したシートの効果検証として、人口約 15 万人、高齢化率 21.5% の A 市で介護保険制度を使い、在宅介護中の家族介護者とそのケアマネジャーに用紙を使ってもらい、効果を尋ねるアンケートを実施した。結果、開発時に想定した諸効果については「これまでのケアプランを見直すきっかけとなった」を除き、回答者の 7~8 割に認められた。しかし体調や精神状態がよく、ケアマネジャーと率直に話ができると感じている家族介護者には効果が認められなかった。

この用紙は介護する相手との関係、自身の生活への支障、自分の時間を持つことができているかという 3 項目に注目することで、支援が必要な家族介護者を早期に発見するツールとしても活用できることが示された。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5 件)

湯原悦子「介護殺人事件の裁判における社会福祉専門職の関与に関する研究」社会福祉学、査読あり、56 巻 1 号、2015、116-127

湯原悦子「日本における介護に関わる要因が背景に見られる高齢者の心中や殺人に関する研究の動向」日本福祉大学社会福祉論集、査読なし、132 号、2015、31-51  
<http://id.nii.ac.jp/1274/00002302/>

湯原悦子「家族介護者支援の理論的根拠」日本福祉大学社会福祉論集、査読なし、130 号、2014、1-14  
<http://id.nii.ac.jp/1274/00002112/>

湯原悦子、尾之内直美、伊藤美智予「介護者セルフアセスメントシートの効果検証」日本認知症ケア学会誌、査読あり、13 巻 3 号、2014、627-644

湯原悦子、尾之内直美、伊藤美智予「介護者セルフアセスメントシートの開発」日本認知症ケア学会誌、査読あり、12 巻 2 号、2013、409-503

〔学会発表〕(計 5 件)

湯原悦子「介護殺人事件に情状鑑定を実施する意義と効果」日本社会福祉学会、2014 年 11 月 30 日、東京都新宿区 早稲田大学

湯原悦子「日本における介護殺人事件の実態と予防に向けた課題」アジア犯罪学会、2014 年 6 月 10 日、大阪府東大阪市 大阪商業大学

湯原悦子「高齢者が被害者となる介護殺人事件の実態 - 海外における事件の動向と防止に向けた示唆 - 」日本社会福祉学会、2013

年 9 月 17 日、北海道札幌市 北星学園大学

湯原悦子、尾之内直美、舟橋昭彦ほか「介護者セルフアセスメントシートの開発  
介護家族とケアマネジャーへの効果」認知症  
ケア学会、2013 年 6 月 2 日、福岡県福岡市 国  
際会議場

湯原悦子「(招待講演)在宅介護の負担感  
と支援方法 介護うつ」認知症ケア学会、  
2013 年 6 月 2 日、福岡県福岡市 国際会議場

〔図書〕(計 1 件)

湯原悦子「介護を理由とした殺人・心中」  
矢吹知之編『認知症の人の家族支援 介護者  
支援に携わる人へ』(株)ワールドプランニ  
ング、東京、2015 年 5 月 15 日発行、総 262  
頁、担当 100-108

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

湯原悦子 (YUHAYA, Etsuko)  
日本福祉大学・社会福祉学部・准教授  
研究者番号：6 0 3 8 7 7 4 3